

政務活動費管理システム提供業務 企画提案評価基準書

政務活動費管理システム提供業務における契約先候補者を選定するための企画提案評価基準については、次のとおりとする。

1. 資格審査

(1)「政務活動費管理システム提供業務に係る契約先候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の各委員が、「政務活動費管理システム提供業務に関する公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の「3.企画提案書を提出するものに必要な資格」に定義された要求要件(以下「参加資格」という。)を満たしているか否かを審査する。

2. 書類審査及びシステムの試行による審査

ア. 企画提案競技の参加者のうち、参加資格を満たしていない者については不合格とする。

イ. 評価項目

- ① 実施要領及び仕様書に記載された要求要件を満しているか否かを審査する。
- ② 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

ウ. 評価基準

- ① 評価項目において定義された提案事項に基づく提案内容を審査する。
- ② 見積価格が著しく低額であると認められる場合は、別途、当該企画提案競技の参加者に対し、見積額の算定方法等について、説明及び提出資料を求めるものとする。

エ. 評価方法

- ① 実施要領に定義された要求要件を満たしていないもの、また、仕様書に定義された提案事項(任意のものも除く)のうち、一つでも満たしていない項目がある場合は、「不合格」とする。
- ② 不合格ではないものについて、各委員が上記「ウ. 評価基準」の評価に応じて、「3. 採点基準」により評価する。
- ③ ②で評価した結果を基に、評価に対する配点割合を項目の配点に乘じ、得た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。
- ④ ③で算出した委員ごとの合計得点を総合計し、2者以上の参加者があった場合は得点の高い者を選定する。ただし、参加者が1者の場合は、総合計得点が著しく低い場合を除き、参加者を選定する。
- ⑤ 仕様書及び評価項目一覧に記載されていない項目や、提案内容については評価の対象としない。また、仕様書及び評価項目一覧に記載されている要件、提案内容であっても、本支援業務の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えると、評価する意味がないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

3. 採点基準

(1) 項目「01 会社概要について」、項目「03 ライセンスの利用形態について」～「05 情報セキュリティについて」

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	・すべての評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	5	100%
優れている	・ほとんどの評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が1つ以上含まれている。	4	70%
普通	上記2つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして優れた提案が含まれている。	3	40%
劣っている	上記3つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして凡庸な提案が含まれている。	2	10%
極めて劣っている（不合格）	評価基準に照らして、提案が含まれていない。	1	0%

(2) 項目「02 見積について」

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	・執行予定額の80%未満	5	100%
優れている	・執行予定額の80%以上90%未満	4	70%
普通	・執行予定額の90%以上	3	40%